

東京佐井同郷会「年に一度の再会を楽しむ」

11月23日(土)に東京飯田橋の「レストラン・トリノ」で東京佐井同郷会(会長:金澤幹夫)が開催されました。村から教育長ほか4名が出席したほか、東京青森県人会の塩谷事務局長、佐井村応援大使古川猛(コロンブス編集長)さんも参加されました。

会場では、漁協の加工品が販売され、あっという間の完売に残念がる会員も!

また、竹本純三さんからは出席者全員に手づくりの「横笛」がプレゼントされ、さっそく佐井の祭囃子を演奏する一幕もあり、30人あまりの参加者は時の過ぎるのも忘れ、故郷の話題に花を咲かせるなど、年に一度の再会を楽しみました。



佐井村保育所の大根掘り!

12月3日(火)、佐井村保育所では恒例の大根掘りが行われました。8月28日に種まきをし、それから約3ヵ月間の月日を経て、この日、待ちに待った収穫を迎えました。こひよこ・ひよこ組が見学する中、子どもたちは寒さに負けないぐらい元気な歓声を上げ、にぎやかで楽しい、今年度最後の「畑育活動」を経験しました。



住民福祉課から

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

源泉徴収票が送付されます!

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

このうち、「老齢年金」の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、平成25年1月から12月中に「老齢年金」を受け取られている方全員に平成26年1月中に源泉徴収票を送付します。

源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。

もし、源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができますので、お近くの年金事務所や『ねんきんダイヤル』(☎0570-05-1165)までお申し出ください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」は非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

【お問合せ】 むつ年金事務所(国民年金課)
住民・環境部門 担当:石戸